

お知らせ

平成22年7月17日から、改正臓器移植法が全面施行されます。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 ご本人の臓器提供の意思が不明の場合でも、ご家族の承諾があれば臓器提供ができるようになります。
- 2 これにより15才未満の方からの脳死下での臓器移植も可能になります。
- 3 また、虐待を受けた児童から臓器が提供されることがないよう所要の対策を講じることとなります。

省令やガイドライン等の詳しい情報は、決まり次第順次以下のホームページに掲載されますので、ご確認をお願いいたします。

- ・ 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・ (社)日本臓器移植ネットワークホームページ
<http://www.jotnw.or.jp>

※ (社)日本臓器移植ネットワークホームページからメールによる照会にも対応しています。

また、お電話・FAX等による照会にも対応しています。

フリーダイヤル：0120-78-1069

TEL：03-3502-2071

FAX：03-3502-2072

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の概要

【平成22年1月17日施行】

親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

【平成22年7月17日施行】

1. 臓器摘出の要件の改正

- ・移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次のいずれかとする。
 - ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
 - ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2. 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

- 移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次のいずれかとする。
- ① 本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
 - ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3. 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

4. 被虐待児への対応

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

参考資料2

		現行法	改正法	施行日
1	親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、家族の書面による承諾があること	平成22年 7月17日
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする（ガイドライン）	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	(規定なし)	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	(規定なし)	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	